

【奨学金給付申請募集要項】

1. 応募資格

児童養護施設の卒園者又は卒園予定者又は困窮する児童のうち、就学している者又は予定者で、つぎの条件を満たす者（注）を対象とする。

1) 26歳未満の者

※募集年度の4月1日時点で25歳以下であること

2) 日本の中学校又は高等学校又は大学又は短大又は専門学校に入学及び通学するもの

※通信教育課程及び夜間学部生、並びに留学生を除く

3) 経済的な理由により生活基盤が整っていない者

4) 原則、児童養護施設長又は支援団体代表者からの推薦がある者

5) 進学後、学校等の成績表を毎回提出できる者（学期毎に発行される通知表も含む）

6) 誓約書を理解し順守できる者

（注）児童養護施設の卒園者又は卒園予定者のほか、途中退園し学生となっている者も含む

2. 給付要領

1) 給付金額

区分A 月額：50,000円（年額60万円）

区分B 月額：70,000円（年額84万円）

2) 用途

学業関連費用（授業料、定期代、教科書、参考書等）

3) 給付期間

中学校又は高等学校又は大学又は専門学校の入学から最短修了年月末日まで

4) 給付方法

本人名義の金融機関口座へ振込みにて給付（毎月25日）

※給付日が金融機関等の休業日である場合は、その前営業日に給付

5) 区分方法

受給者と生計維持者の収入状況に応じて表1のように区分する

（生計維持者とは児童の学費や生活費を負担する人を指し、原則として父母がこれに当たる）

※社会的養護経験者に関しては原則、区分Bとする

表 1. 所得基準に関する目安収入（年間）

	住民税非課税に準ずる世帯	住民税非課税
目安収入(年)	～450万円	～250万円
区分	区分 A	区分 B
支援額	5万円	7万円

収入証明は以下のうちいずれかを提出していただき当法人で審査を行う

- a. 所得証明書（※1）
- b. 市県民税（所得・課税）証明書
（収入金額又は所得金額が明記されているもの。課税額のみは不可）
- c. 住民税非課税証明書

※1 給与所得者の所得証明書は「給与収入金額」を審査対象とする

（自治体によっては「給与支払金額」と表示）

※2 所得証明書の年収が表1の収入目安を超えているものの、現在減収している場合は、直近3か月分の給与明細書又は給与証明書を基にした年収試算を行う

※3 営業所得など、給与所得以外の所得を含む場合は「合計所得金額」

（又は「総所得金額」「総所得金額等」）を審査対象とする

3. 停止条件

次のいずれか一つでも当てはまった場合、給付を停止することがある。

- 1) 受給者自身が努力を怠ったことなど本人の責めに帰すべき事由により最短修業年限で卒業できないことが確定したとき(留年・休学・復学等)
- 2) 授業料を必要としない事由が生じたとき（停学、退学等）
- 3) 当法人の審議により不支給となる事象が生じた場合
- 4) 成績表の提出をしないとき

4. その他

- 1) 原則、児童養護施設又は支援団体経由の応募とする
- 2) 返還の必要はないが、奨学生の義務を故意に怠り資格喪失した場合、奨学金の返還を求めることがある
- 3) 他の奨学金との併願・併用は可能
ただし、当法人の他の支援事業との重複は不可とする
- 4) 提出された応募書類は返却しない
- 5) 応募者多数の場合は書類選考（家庭環境と収入状況等考慮）により 給付対象者を決定する。なお給付対象とならなかった場合、申請者に対して理由は通知しない

◎計算例

A 受給者と生計維持者の支給額算定基準額（※）の合計が
100 円以上 25,600 円未満であること

B 受給者と生計維持者の市町村民税所得割が非課税であること
具体的には、受給者と生計維持者の支給額算定基準額
の合計が 100 円未満であること

※ 支給額算定基準額 = 課税標準額 × 6% - (市町村民税調整控除額 + 市町村民税調整額)

◎支給額算定基準額の計算

(1) 計算のための項目

- | | |
|----------------------------------|---|
| ① 課税所得額（課税標準額） | 円 |
| ② 市町村民税 調整控除額 | 円 |
| ③ 市町村民税 調整額 | 円 |
| ④ 課税者（自治体）が政令指定都市である（該当しない・該当する） | |

(2) 計算

(1)の項目を用いて以下の計算を行います。0円未満となった場合は0円とします。

◎支給額算定基準額

$$\text{①} \times 0.06 - (\text{②} + \text{③}) ※$$

※④に該当する場合、(②+③)の部分に3/4を乗じます。

参考：日本学生支援機構の給付・貸与シミュレーション